

各国立公文書館等における利用等規則改正案の諮問について

- 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 3 項及び公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号）第 2 条第 1 項の規定により、独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館（以下「国立公文書館」という。）、及び行政機関及び独立行政法人等の施設であって、特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより、国立公文書館に類する機能を有する施設を「国立公文書館等」としている。

- 当該施設においては、公文書管理法第 27 条第 1 項の規定に基づき、当該施設の長は特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め（以下「利用等規則」という。）を設けなければならないとされており、その際には、同条第 3 項の規定に基づき、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされ、これを変更しようとするときも同様とされている。
さらに、内閣総理大臣は、本項の規定による同意をしようとするときは、公文書管理法第 29 条第 2 号の規定に基づき公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている。

- 去る平成 30 年 5 月 18 日に、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインを改正（内閣総理大臣決定）したことに伴い、各国立公文書館等における利用等規則を改正する必要があるため、これを公文書管理委員会に諮問し、同委員会において了承が得られた際には、内閣総理大臣の同意を行うもの。

- なお、内閣総理大臣の同意後は、各国立公文書館等において速やかに利用等規則の改正手続きを行い、平成 30 年 10 月 1 日付けで一斉施行する予定。

各国立公文書館等における利用等規則改正案の概要

各国立公文書館等における利用等規則改正案は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドラインに沿ったものとなっているが、一部の国立公文書館等においては、今回の改正を機に、若干、その他の部分についても必要に応じた改正を加えている。

○各国立公文書館等における主な改正内容は以下のとおり。

- ①独立行政法人国立公文書館
 - ・改正ガイドラインに基づいた改正のみ
- ②宮内庁書陵部図書課宮内公文書館
 - ・改正ガイドラインに基づいた改正のみ
- ③外務省大臣官房総務課外交史料館
 - ・改正ガイドラインに基づいた改正
 - ・現行規定の一部表現をより明確にするため形式的修正（内容の変更は伴わない）
- ④国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室
 - ・改正ガイドラインに基づいた改正のみ
- ⑤国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室
 - ・改正ガイドラインに基づいた改正のみ
- ⑥国立大学法人筑波大学アーカイブズ
 - ・改正ガイドラインに基づいた改正のみ
- ⑦国立大学法人東京大学文書館
 - ・改正ガイドラインに基づいた改正のみ
- ⑧国立大学法人東京外国語大学文書館
 - ・改正ガイドラインに基づいた改正のみ
- ⑨国立大学法人東京工業大学博物館資史料館部門公文書室

・改正ガイドラインに基づいた改正のみ

⑩国立大学法人名古屋大学大学文書資料室

・改正ガイドラインに基づいた改正のみ

⑪国立大学法人京都大学大学文書館

・改正ガイドラインに基づいた改正のみ

⑫国立大学法人大阪大学アーカイブズ

・改正ガイドラインに基づいた改正のみ

⑬国立大学法人神戸大学大学文書史料室

・改正ガイドラインに基づいた改正のみ

⑭国立大学法人広島大学文書館

・改正ガイドラインに基づいた改正のみ

⑮国立大学法人九州大学大学文書館

・改正ガイドラインに基づく改正

・写しの交付手数料の料金表の改正（※実費相当額である特定歴史公文書等の写しの交付手数料の積算を見直した結果、手数料を改正）

⑯日本銀行金融研究所アーカイブ

・改正ガイドラインに基づいた改正のみ

○利用等規則の施行

平成30年10月1日一斉施行予定